指定給水装置工事事業者のみなさまへ

神河町上下水道課より大切なお知らせ

2019年10月1日より指定給水装置工事事業者は5年ごとの更新が必要になります

2019年(令和元年)10月1日より「水道法の一部を改正する法律」が施行され、指定給水装置工事事業者制度に更新制度が導入されます。有効期間が従来の無期限から5年間となり、指定の更新がない場合は失効となります。

※旧制度で指定を受けている給水装置工事事業者のみなさまは、指定を受けた日によって、初回の更新までの有効期間が異なりますので注意して下さい。

指定を受けた日	初回更新までの有効期間
H10.4.1~H11.3.31	2019年9月30日~2020年9月29日(1年)
H11.4.1~H15.3.31	2019年9月30日~2021年9月29日(2年)
H15.4.1~H19.3.31	2019年9月30日~2022年9月29日(3年)
H19.4.1~H25.3.31	2019年9月30日~2023年9月29日(4年)
H25.4.1~R1.9.30	2019年9月30日~2024年9月29日(5年)

更新の対象となる指定給水装置工事事業者様宛に、別途通知致します。なお、郵便の不着等による再通知はいたしませんのでご注意下さい。

- ●指定更新の要件
- ①給水装置主任技術者の選任
- ②給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数
- ③水道法第25条の3で規定された欠格要件に該当しない者 【水道法第25条の3(指定の基準)を準用】
- ●指定更新申請時に確認する4項目
- ①指定給水装置工事事業者講習会の受講実績
- ②業務内容(営業時間、漏水修繕、対応工事等)
- ③給水装置工事主任技術者の研修会受講状況
- 4.適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況

- ●更新申請に必要な書類
- 指定申請書及び誓約書
- 機械器具調書
- 定款及び登記事項証明書(法人)又は住民票(個人)
- ・選任する主任技術者の確認書類 (免状又は技術者証等)

【厚生労働省令第18条に準用】

◇お問い合せ先神河町役場上下水道課電話:0790-34-0966